平成31年1月8日 第12057号

1 // = = 1 = / = 1.														
		関	0		周	0	0		0	0			Ę	<del></del>
		する規	教育職		知 の た	都市計	一 般 競		"	保安林				
		別の	員の		めの	画事	争 入			の 指			1	Ц
		部	免許	【教育	措 置	業 の	札の	公公		定予定	告	目	į	<u>į</u>
		部を改正	許状の有	【教育委員会】		事業計	実施			疋				
	( 県 例	する	効 期	会】		画 の		告】			示】	次	1	長公服
	規	規則	間の更			変更に							4	银
	集登載)		更新等に			関す							•	
						る							多 行	<b>举</b> 亍
			教育委員会			都市計	財産活		IJ	治山課		担当	Īī L	到 山
			員会			画課	用課			H/K		課	Ų	<b>.</b>
												(室)	X	7
														_
														目
														次
														担 当 課
														課 (室)
														<u>-</u>

# ◎岡山県告示第三号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成三十一年一月八日

太

保安林予定森林

 $\mathcal{O}$ 

所在場所

 $\mathcal{O}$ 

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 定めない。 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

「次の 及び真庭市役所に備え置

# ◎岡山県告示第四号

から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

平成三十一年一月八

太

保安林予定森林 所

山市坪井上字カラ谷 一六八六の二、 八  $\mathcal{O}$ 5 の六まで、

八の一、 字カラ谷後一六八 六八 九

指定の目的

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上  $\overline{\mathcal{O}}$ ものとする

(3)間伐に係る森林は、

立木の 伐採の限度並び に植栽の方法 期間及び

()次

平成三十一年一月八日

一 入札に付する事項

岡山県知事 伊原木 隆 太

売払い契約土地(建付地)					売払い契約	土地(建付地)	<b>与</b> 糸 和 另	2001年月
1 全敷市児島稗田		二三九番地一二字前梯田	丁允月补三 价黄目 2 建物	二三九番一外		1 土 地	月	
宅地	鉄骨造平家建	家建プロック造平	<b>ート造二階建</b>			宅地	構造	地目又は
八七二・二七	八·五五 五	八・五一	五二四・四二			九八一・一三	ル)	面積(平方メート
五、八六〇、〇〇					〇 円	二四、七三一、〇	払価格)	予定価格(最低売
平成三十一年一月				午前十時三十分	二十一日(月)	平成三十一年一月	日時	現場
字濁池三〇三二番 十九日(火)				三九番一外	光明谷字前横田二	岡山市東区瀬戸町	場所	朔
平成三十一年二月				午前十時三十分	十九日(火)	平成三十一年二月	日時	入札の日時及び場所
				階五〇一会議室	一丁目七番三六号	岡山市中区古京町	場所	P及び場所

〔二〕地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

売払い契約土地(建付地)					
1 土地瀬戸内市邑久町本庄字西ノ谷二三			地一外	了字七三〇三五番 倉敷市児島稗田	番九外
宅地	家建 ブロック造平	家建プロックリート	鉄筋コンクリ	鉄筋コンクリ	
<b>沙国・</b> ロゾロ	七・七八	三七・五〇	二四八・〇四	二四八・〇四	
三、七七二、八〇					
午後二時 (月)					午前十時三十分
瀬戸内市邑久町本					九 外
午後三時三十分平成三十一年二月					午後一時三十分
	1 土地 宅地 二六二・四六 三、七七二、八〇 平成三十一年一月 瀬戸内市邑久町本庄字西ノ谷二三	1 土地   1 土地   2   2   2   2   2   2   2   2   2	コンクリート 三七・五〇   コンクリート 三七・五〇   コンクリート   三七七二、八〇   平成三十一年一月   瀬戸内市邑久町   本庄字西ノ谷二三   八〇番四外   八〇番四外   千後二時   〇番四外   八〇番四外   八〇番回外   八〇十分   八〇十分	地一外   地一外   鉄筋コンクリ   二四八・〇四   地一外   鉄筋コンクリ   二四八・〇四   地一外   鉄筋コンクリート   三七・五〇   コンクリート   三七・五〇   コンクリート   七・七八   ブロック造平   家建   ブロック造平   マ地   二六二・四六   三、七七二、八〇 平成三十一年一月 瀬戸内市邑久町本本庄字西ノ谷二三八   午後二時   〇番四外   一千後二時   〇番四外	2 建物

4

				八〇番地匹
家建	軽量鉄骨造平	家建	軽量鉄骨造平	
	四 三 ○		六・六八	

## 一 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であって、その認めた日から三年を経過しないもの

申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等(以下「暴力団等」

- という。) に該当する者
- 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者

5

- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- その他知事が不適当と認める者
- 三 入札参加申込み

2000年1000年100日 2000年100日 2

入札に参加しようとする者は、平成三十一年一月二十九日(火)午後五時十五分までに、

岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

四 契約条項を示す場所

五 入札保証金 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

V )

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、 この入札保証金を返還する場合には、利息を付さな

#### 岡山県公報 平成31年1月8日 第12057号

入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

入札に参加することができない者のした入札

3 談合してした入札 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

5

4

入札書の金額、氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

二以上の入札をした者のした入札

郵便又は電信による入札

岡山県財務規則(昭和六十一年岡山県規則第八号)第百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

問い合わせ先 〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課(電話〇八六-二二六-七二三五)

七

〔三〕 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 中国地

方整備局長から次のとおり都市計画事業の変更の認可があった。

平成三十一年一月八日

都市計画事業の種類及び名称

木

太

岡山県南広域都市計画下水道事業児島湖流域下水道

岡山県

三

事務所の所在地

四事業地の所在玉野市東七区四五三

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし収用の音分 変更なし

# ◎岡山県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則 0 部を改正する規則を次のよう

気はる

4成三十一年一月八

岡山県教育委員

有効期間の更新等に関する規則の 一部を改正する規則

則第二十三号)の一部を次のように改正する。 更新等に関する規則 (平成二十年岡山県教育委員会規

第五条に次の

この規則は、公布の日から施行する

十四号)第四条の規定による教員に対する教育功労賞 岡山市立学校園教職員及び団体表彰規則 (平成三十年岡山